

新入社員安全衛生教育

開催のご案内

労働安全衛生法第59条の規定により、事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令の定めるところにより、その業務に関する安全または衛生のための教育を行なうことを義務づけています。

特に最近では、メンタルヘルスやハラスメントが社会的に大きな問題になっていることから、新入社員への的確な情報提供が望まれます。

当協会では、標記新入社員安全衛生教育を下記のとおり開催いたしますので、この機会に貴事業場の該当者を積極的に受講させていただきますようご案内申し上げます。

静岡労働基準協会

記

1. 講習日程等

講習時間	講習会場
9:00～ 17:00	静岡県産業経済会館 3階 〒420-0853 静岡市葵区追手町 44-1

※駐車場はありませんので、周辺の有料駐車場を各自でご利用ください。

※開始時刻 10 分前までに来場して下さい。オリエンテーションを行います。

2. 講習カリキュラム ※昨年までの半日講習から、一日講習に変わりました

(1) 安全の基本と安全衛生管理	60分
(2) 安全な仕事の進め方	95分
(3) 快適な環境（交通安全・地震・災害・健康等）	180分
(4) 心の健康	30分

3. 受講料（消費税を含む）

	受講料	テキスト代	合計金額
協会会員	6,120円	880円	7,000円
非会員	8,120円		9,000円

4. 修了証の交付

教育修了証明書は、事業所宛に「新入社員安全衛生教育修了証明書」を交付します。

5. 携行品 受講票、筆記用具、昼食

6. 受講者が少ない場合、開催を取り止めることがあります。

7. 受講申し込み、お問い合わせは

静岡労働基準協会

静岡市葵区鷹匠3丁目1-20

サンパレス鷹匠102号

TEL 054-253-7067

FAX 054-253-7613